

入札公告

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成31年 3月 1日

福島県県南建設事務所長 鈴木 秀人



1 入札に付する事項

- (1) 買入れをする物品等の名称及び予定数量
平成31年度アスファルト合材単価購入契約
・全天候型常温合材（15kg/袋） 3,900袋
- (2) 買入れをする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成31年4月1日（予定）から平成32年3月31日まで
- (4) 納入場所 福島県県南建設事務所及び福島県棚倉土木事務所の管内

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 福島県から現に物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていない者であること。
- (4) 福島県内に本店又は支店・営業所を有する者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の条件付一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を郵送又は持参により提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期限 平成31年3月14日（木） 午後5時00分まで
- (2) 提出場所 郵便番号961-0971
福島県白河市昭和町269番地
福島県県南建設事務所総務部総務課
電話 0248-23-1609

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び期間

ア 場所 上記3に掲げる場所に同じ。

なお、入札説明書の交付は上記で行うほか福島県県南建設事務所ホームページにおいて公開する。

イ 期間 平成31年3月1日（金）～平成31年3月14日（木）

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成31年3月25日（月）午前9時30分

- イ 場所 福島県白河合同庁舎 大会議室
- ウ 郵送による入札は無効とする。
- エ 定刻に参集しない場合は辞退したものとみなす。

5 入札保証金及び契約保証金
入札説明書による。

6 入札者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（入札説明書第3号様式）を期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県県南建設事務所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (2) 入札書等の提出前に、必ずホームページにて、質問回答の有無を確認すること。

7 入札の無効

上記2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成31年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに効力が生ずる。

9 その他

- (1) 入札方法 入札書には1袋あたりの単価を記入すること。

なお、この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約金額とし、支払金額は、契約金額に納入数量を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に当該金額の100分の8（平成31年10月1日以降に係る部分は100分の10）に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、納入日が平成31年9月30日以前であるとして見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (3) 契約書の作成の要否 要

- (4) 本入札公告に係る入札は、平成31年2月福島県議会定例会において本事業に係る予算が議決されない場合は行わない。

- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

- (6) 本公告に関する問い合わせ先

福島県県南建設事務所総務部総務課

電話番号 0248-23-1609

ファクシミリ 0248-23-1642

(参考)

地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2

（略）

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件物品調達契約に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、福島県が発注する物品調達契約に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者） 福島県南建設事務所長 鈴木 秀人

2 入札に付する事項

公告に示すとおり。

なお、買入れをする物品の仕様等については別紙仕様書のとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

なお、参加資格制限期間中の者は、調達契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請け（物品購入契約にあつては仕入先又は卸し先。以下、「仕入先等」という。）となることは認められていないので、応札製品について該当が無いことを確認すること。

※福島県出納局ホームページでの参加資格制限情報に注意すること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

(1) 入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第3号様式。以下「確認申請書」という。）に次の書類を添付し、当該資格の確認申請をすること。

ア 福島県南建設事務所長の確認を受けた提案協議書（第8号様式）

なお、提案協議書は福島県南建設事務所長へ平成31年3月8日（金）正午までに提出し確認を受けること。

5 入札書等の提出日時

(1) 確認申請書の提出期限

公告に示すとおり。

(2) 入札及び開札の日時等

公告に示すとおり。

6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書（第6号様式）に必要とする事項を記載し、入札公告に示す日時及び場所へ提出すること。

(2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認通知書（第4号様式）の写し

イ 委任状（第7号様式）（※代理人が出席し、入札する場合）

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 入札書には、1袋あたりの単価を記載すること。ただし、当該単価は調達物品の本体価格のほか、輸送費・保険料など納入に要する一切の諸経費を含めて見積もること。

なお、この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約金額とし、支払金額は、契約金額に納入数量を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に当該金額の100分の8（平成31年10月1日以降に係る部分は100分の10）に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、納入日が平成31年9月30日以前であるとして見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の印（外国人の署名を含む。以下同じ。）を押印すること。

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほか、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

7 入札保証金

財務規則第249条第1項第4号の規定に基づき入札保証金は免除する。ただし、落札者決定の通知を受けた後、契約締結しない場合には入札金額に予定数量を乗じて得た額の100分の3に相当する額を納めなければならない。

8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、公告に示す日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は上記6の(2)で指定する書類確認を受けるものとする。
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札を行うものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとみなす。
- (5) 再度入札の回数は、原則として2回とする。

9 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。
この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は上記8により再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

10 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 公告3に示す入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札

- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (5) 記名、押印を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (9) 明らかに 連合（談合）によると認められる入札
- (10) 郵便による入札
- (11) 鉛筆書きによる入札書
- (12) その他、入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

12 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額に100分の108を乗じて得た額に、更に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記1）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
なお、財務規則第229条第1項第4号に該当する場合、落札者は別紙「官公庁納入実績一覧表」（第5号様式）を提出すること。

13 契約書等の作成

- (1) 単価購入契約書（以下「契約書」という。）を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書（案）に記名押印し、落札決定の日から10日以内に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取消すことがある。

14 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この入札について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第1号様式）により福島県県南建設事務所長に平成31年3月6日（水）までに説明を求めることができる。県は、福島県県南建設事務所ホームページに掲載する方法により回答する。
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときはこの限りでない。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対するほかの入札者の代理をすることができない。
- (5) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者

- イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。
ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
 - (7) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。
 - (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換えまたは撤回をすることができない。

15 契約条項

契約書（案）及び財務規則による。

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第229条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第2項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 施行令第167条の5第1項又は施行令第167条の11第2項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であつて、過去2年間に国（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が50(100)万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
（平成25年5月1日以降は、かつこ書の金額）
- (6) 1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) 1件500万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (8) 1件300万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に100分の10（建設工事又は製造以外にあつては100分の5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (10) 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に100分の5を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (11) 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に100分の5を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (12) 1件の契約金額が500万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第1号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (13) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡し拒絶されるおそれがないと認められるとき。
- (14) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (15) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
- (16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (17) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行し

ないおそれがないと認められるとき。

(18) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

2 前項第5号の場合において、当該契約の相手方が当該契約に関して当該契約の相手方と同種の営業を営み、かつ、県内に主たる営業所を有する者で契約権者が确实であると認めるものを連帯保証人として立てるときは、同項第5号中「50(100)万円未満」とあるのは、「150(300)万円未満」と読み替えるものとする。

(平成25年5月1日以降は、かっこ書の金額)

契約の方法及び入札の条件

(アスファルト合材単価購入契約)

1 契約の方法

福島県条件付一般競争入札（物品購入等）実施要領に基づく条件付一般競争入札（地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の5の2の規定に基づき、入札に参加する者の事業所の所在地等に関する資格を定めて行う一般競争入札）とする。ただし、初回入札によって落札候補者が決定されなかった場合には、初回の入札参加者を対象とする再度入札を行う場合がある。また、再度入札を執行しても落札候補者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とする場合がある。

2 入札の条件等

入札の際呈示すべき条件は、次のとおりとする。

(1) 入札書の記載金額

入札説明書のとおりとする。

(2) 入札保証金

入札説明書のとおりとする。

(3) 落札者の決定

入札説明書のとおりとする。

(4) 契約保証金

入札説明書のとおりとする。

(5) 契約期間

入札公告のとおりとする。

(6) 契約書

契約の締結に当たって作成する契約書は、別添（案）のとおりとする。

(7) 契約確定の時期

地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したとき確定する。

(8) その他

本入札公告に係る入札は、平成31年2月福島県議会定例会において本事業に係る予算が議決されない場合は行わない。

入札の際呈示すべき書類は次のとおりとする。

1 仕様書

2 アスファルト合材単価購入契約書（案）

アスファルト合材単価購入契約書（案）

品名、予定数量及び納入単価

品目	規格	予定数量	単価（1袋あたり）
全天候型常温合材	粒度5mm以下 15kg/袋	3,900袋	

契約期間 平成31年4月1日（予定）～平成32年3月31日
納入場所及び納入方法 発注者の指示による
契約保証金

上記物品の購入について発注者「福島県」を甲とし、受注者「 」を乙として、次の条項に定めるところにより契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、頭書の契約単価をもって甲の指示する期限内に頭書の物品を甲の指示する場所に納入しなければならない。

2 乙は、甲が指示したときは、甲の指示する期限内に当該物品を分納することができる。

（納入の通知）

第2条 乙は、甲の指定した場所に物品を納入したときは、ただちに納品書によりその旨を甲に通知しなければならない。

（検査及び引渡し）

第3条 甲は、納入の通知を受けたときは乙に立会を求めて物品の検査を行ない、当該検査に合格したのものについてはその引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、甲は、乙に受領書を交付する。

2 乙が前項の検査に立ち会わないときは、甲は、乙の欠席のまま検査をすることができる。

3 甲は、必要と認めたときは、随時納入物品の品質検査をすることができる。なお、検査に要する費用は乙の負担とする。

4 甲は、検査をしたときは、すみやかにその結果を書面により乙に通知するものとする。

（不合格品の引取り又は取替え等）

第4条 甲が検査の結果不合格と認めた物品については、乙は、自己の費用をもって引取り、かつ、納入期限内又は甲の指定する期日までに取替えをし、又は補充をしなければならない。当該取替え又は補充後の物品にかかる納入及び検査については、前2条の規定を準用する。

（所有権の移転）

第5条 物品の所有権は、甲が検査の結果合格と認め、その引渡しを受けた時に、乙から甲に移るものとする。

2 所有権の移転前に生じた物品の滅失、き損、減量その他一切の損害は、特約のある場合を除くほか、すべて乙の負担とする。

（保証責任）

第6条 乙は、物品を引渡しした後1年間乙の責めに帰すべき事由による物品の契約条件との相違又は引渡前の原因によって生じた物品の品質不良、数量不足、変質その他の瑕疵につき補てんの責めに任ずるものとし、かつ、乙は代品の納入、瑕疵の補修若しくは代金の減額のいずれか、又は、代品の納入若しくは瑕疵の補修及び代金の減額につき甲から請求があるときは、これに応ずるものとする。

(有償延期及び遅延利息)

第7条 乙の責めに帰すべき事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品の納入の完了の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に納期の延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、期限後相当の期日内に納入が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として納入期限を延長することができる。

3 甲は、前項の規定により納入期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに当該納入期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。

4 第2項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ納入未済相当額に年2.7%の割合で計算した金額（当該額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる）とする。

5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。

(天災地変、不可抗力等による無償延期等)

第8条 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品を納入することができないときは、乙は甲に対し、すみやかにその事由を詳記して、納入期限の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第11条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(代金の支払)

第9条 乙は、納品書を納品の都度、また、各月毎の納品済数量について請求書を翌月の10日までに、甲に提出しなければならない。

2 甲は、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に完納物品の代金を支払うものとする。

3 前項の支払請求書は、第3条第4項の規定による検査に合格した旨の通知を得た後でなければ、提出することができない。

4 分納の期日を定めたものについて、当該期日内に当該分納部分が納入されたときは、完納とみなして前2項の規定を準用する。

5 請求金額は、契約単価に数量を乗じて得た金額（円未満切捨て）に消費税及び地方消費税を加算して得た金額（円未満切捨て）とする。

(甲の解除権)

第10条 甲は、次の各号の1に該当するときは、いつでも契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙が期限内に物品の持込みを終わらないとき。

二 乙が納期内に明らかに物品を納入することができないと認められるとき。

三 乙が解除を申し出たとき。

四 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。

五 乙が第13条の規定に違反したとき。

六 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の 10 分の 1 を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第 7 条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第 1 項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年 2.7% の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

(契約の変更等)

第 12 条 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約単価を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 13 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、いかなる方法をもってするを問わず、譲渡し、継承させ、又は担保に供してはならない。

(談合による損害賠償)

第 14 条 甲は、この契約に関し乙が次の各号の一に該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴

金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（遅延利息等の相殺）

第15条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲は、これを物品の代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金又は賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

（予定数量）

第16条 当該契約の予定数量を超えて購入する場合、又は予定数量に満たない場合であっても、当該契約期間中は同一単価をもって処理するものとする。

（市場価格の変動等に基づく契約の変更）

第17条 甲又は乙は、契約期間中に市場価格の激変等予期できなかった異常な事由の発生により、契約単価が著しく不相当となったときは、相手方に対して契約単価又は給付の内容の変更を求めることができる。

（代表者変更の届出）

第18条 乙が代表者の名義を変更したときは、遅滞なく名義変更に係る履歴事項全部証明書又は写し、若しくはこれを証する書面を添えて、甲に届けなければならない。

（契約外の事項）

第19条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

（紛争の解決方法）

第20条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書2通を作り、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 氏名 福島県
福島県県南建設事務所長 印

乙 住所
氏名 印

アスファルト合材購入仕様書

第1条 目的

本仕様書は、福島県が使用するアスファルト合材の購入に関し必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るものである。

第2条 納入物品及び予定数量

1. 物品名・予定数量

全天候型常温合材 (15kg/袋) 3,900袋
(県南建設事務所 2,200袋 棚倉土木事務所 1,700袋)

第3条 仕様

物品名	全天候型常温合材
仕様	<ul style="list-style-type: none">・粒度 5mm 以下・15kg 袋詰であること。・植物系溶剤 100%使用した環境対策品であること。・開封物をライトバンで運搬することが多々あることから、臭気が人体に優しい製品であること。・空袋及び使用期限の切れた製品について、無償回収出来ること。・NETIS (新技術情報提供システム) 登録品であること。
備考	※主に道路パトロールによる使用を想定 (ライトバンによる運搬)

第4条 納入計画書

アスファルト合材納入者は (以下「納入者」という。) 運搬体制、運搬経路、連絡体制、緊急時の対応及びその他必要と認められる事項を記載した納入計画書を、契約後速やかに担当監督員 (以下「監督員」という。) に提出するものとする。

第5条 納入期限

納入者は、監督員の納入指示の日から3日以内に納入しなければならない。
なお、緊急の場合には即日納入が図れる体制を取るものとする。

第6条 納入検収

納入にあたっては、監督員と立ち会い、納入量及び品質の確認を受けるものとする。
検収において、不良品が確認された場合には、速やかに回収し交換しなければならない。

第7条 納入場所

- 1 納入場所については、福島県県南建設事務所及び福島県棚倉土木事務所の管内とする。
- 2 納入における荷下ろしは、納入者が行うものとする。

第8条 疑義

アスファルト合材納入にあたり、本仕様書に明示がない事項又は疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議のうえ定めるものとする。

第1号様式

(ファクシミリ送信)

入札説明書等に関する質問書

平成 年 月 日

福島県県南建設事務所長

(ファクシミリ 0248-23-1642)

入札参加者 住 所
商号又は名称 (代表者印省略)
代表者職・氏名

電話番号 (- -)

ファクシミリ (- -)

案 件 名	平成31年度アスファルト合材単価購入契約
質 問 事 項	

第2号様式

入札説明書等に関する回答書

平成 年 月

日

福島県県南建設事務所長

案件名	平成31年度アスファルト合材単価購入契約
質 問 事 項	
回 答 事 項	

第3号様式

条件付一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

福島県南建設事務所長 様

(〒 -)

住 所

(ふりがな)

商号又は名称

印

代表者職・氏名

電話番号 (- -)

FAX番号 (- -)

(作成担当者職・氏名)

平成31年3月1日付け公告ありました調達契約に係る入札参加資格の確認を受けた
いので、入札参加に必要な資格要件等について下記のとおり申請します。

なお、この申請書の記載事項は、すべて事実と相違なく、かつ、地方自治法施行令第167
条の4第1項各号のいずれにも該当していないことを誓約します。

記

- 1 参加希望品名 平成31年度アスファルト合材単価購入契約

品目	規格	予定数量
全天候型常温合材	粒度5mm以下 15kg/袋	3,900袋

- 2 物品購入(修繕)競争入札参加有資格者登録について

(1) 登録番号 ()

(2) 有効期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

- 3 物品購入(修繕)競争入札参加有資格者に係る参加資格制限の有無について

有 ・ 無

- 4 本店、支店又は営業所の所在地(福島県内にある事務所)

※申請者の住所が福島県内の場合には省略可

第4号様式

(注：本書の提出は不要です。)

条件付一般競争入札参加資格確認通知書

平成 年 月 日

様

福島県県南建設事務所長

印

先に申請のありました条件付一般競争入札参加資格については、下記のとおり確認したので、お知らせします。

記

購入等件名 及び数量	平成31年度アスファルト合材単価購入契約 ・全天候型常温合材(15kg/袋) 3,900袋	
本公告に係る	有	
入札参加資格	無	
の有無	入札参加資格がない と認めた理由	

※1 入札参加資格がないと通知された方は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

2 この確認通知書は、入札書の開札日に入札執行者から入札参加資格を確認するため提示を求められますので、開札日に必ず持参してください。

官公庁納入実績一覧表

品目名・数量	契 約 金 額 単位千円（千円未満切捨）	契 約 日	納 入 日	契 約 相 手 方 （官公庁名）
	千円			
	千円			
	千円			
	千円			
	千円			
	千円			
	千円			
	千円			
	千円			

注1 記入内容が確認できる部分の契約書の写しを必ず添付すること。

2 申請日前2年間における国、地方自治体、公団、公社、独立行政法人等に納入した実績で、1件あたり100万円以上（消費税を含む金額。）の契約があれば品目ごとに記入すること。

入 札 書 (見 積 書)

金 額 (税抜)	万	千	百	拾	円
-------------	---	---	---	---	---

品 名 平成31年度アスファルト合材単価購入契約
全天候型常温合材 (粒度 5mm 以下 15kg/袋)
納入場所 福島県県南建設事務所及び福島県棚倉土木事務所の管内

上記のとおり入札 (見積) いたします。

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

(代理人氏名

印)

福島県県南建設事務所長 鈴木 秀人 様

- 注) 1 入札書として使用する場合は、「見積書」を二重線で消し込むこと。(見積書として使用する場合は、「入札書」を二重線で消し込むこと。)
- 2 1袋あたりの単価 (消費税を除く) を記入すること。
- 3 金額の文字の頭に、「〒」を付すこと。
- 4 再度入札 (見積) の場合は、入札書 (見積書) の前に「再」と記入すること。

第7号様式

委 任 状

私は都合により下記の者を代理人と定め下記事項を委任します。

記

平成31年3月25日に執行される「平成31年度アスファルト合材単価購入契約」の入札及び見積に関する一切の権限。

平成 年 月 日

福島県県南建設事務所長 鈴木 秀人 様

委任者 住 所
商号又は名称
代表者職・氏名 印

受任者 職名又は住所
氏 名 印

(代理人が出席する場合に必要)

第8号様式

提案協議書

平成 年 月 日

福島県南建設事務所長 様

住所
商号又は名称
代表者職・氏名
電話番号
FAX番号
(担当者氏名)

アスファルト合材の提案について

このことについて、仕様を満たすものとして、別添のとおりカタログ等を添付し、提出しますので確認してください。

案件名	提案品名	規格等
平成31年度アスファルト合材単価購入契約		

※本書により仕様を満たしているか確認を受けること。

(注1) 本書は書面により平成31年3月8日(金)正午までに提出すること。

(注2) かつ等はA4サイズにコピーし、仕様確認に必要な部分に目印をして提出すること。

(注3) 必ず提案協議書の確認を受けてから、第3号様式の申請をすること。

上記のとおり提案協議のありました件について、内容を確認した結果は、次のとおりです。

仕様を満たしているものと認めます。

仕様を満たしておりません。

(いずれかを○で囲む。)

平成 年 月 日

福島県南建設事務所長

(総務課 電話番号 0248-23-1609)